

社会保障・税番号制度の円滑導入のための地方自治体支援等に関する提言

社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 番号制度導入及び運用に係る経費については、番号カードの作成・交付やクラウドへの移行等も含め、原則として全額を国において適切に措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国が設けた想定事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じること。

2. 番号制度の導入を円滑に進めることができるよう、都市自治体と十分な協議・調整を行い、ガイドラインやシステムの詳細な仕様等を早急に都市自治体へ情報提供するとともに、国民への周知徹底等を図ること。

また、システムの仕様等については、休日開庁等への対応についても十分配慮すること。

3. 個人番号カードの普及促進のため、個人番号カードの無償交付、申請・交付手続きの簡素化等、必要な措置を講じること。

4. 番号制度については、ICT政策と一体的に推進するとともに、府省庁の枠組みを超えた社会基盤システムとして整備すること。

また、国民に正確な情報を提供しながら、利用範囲の拡大について検討を行うこと。